

高齢者施設等の長 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（通知）

社会福祉施設等における被災状況の把握については、平成 29 年 11 月 27 日付け高齢第 969 号「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（通知）」により取り扱うこととしていますが、取扱いについて対象施設等を以下のとおり見直しましたので、御協力をお願いします。

なお、本通知により、平成 29 年 11 月 27 日付け高齢 969 号は廃止します。

記

1 対象施設等

- ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む）
- ・ 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 通所介護（地域密着型含む）
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 総合事業（通所型サービス）
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

2 報告先及び報告様式

(1) 県所管施設の場合

施設・事業所 → 県高齢福祉保健課

(2) 市町村所管施設の場合

施設・事業所 → 市町村 → 県高齢福祉保健課

災害発生時は、別紙様式（※）を用いて、上記のとおり報告をしてください。
※ 別紙様式は、各年度において項目等修正されることもありますのでご留意ください。

担当：高齢福祉保健課介護サービス係 太田
TEL 025-280-5193（直通）
FAX 025-280-5229